

IX メンテナンス＆保証プラス約款

本メンテナンス＆保証プラス契約約款（以下、「本約款」といいます）は、メンテナンス＆保証プラスに加入する会員（以下、「会員」といいます）とメルセデス・ベンツ日本株式会社（以下、「当社」といいます）との間で、当社が有料で提供する車両メンテナンスサービス並びに一般保証および24時間ツーリングサポートからなるメンテナンス＆保証プラスに関わる一切の事項に適用されます。

1. 本約款の適用・定義

- (1) 本約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。
 - ①本サービス契約：会員と当社の間で本約款にもとづいてなされる本サービスに関する契約
 - ②本サービス：契約車両に対し行われるメンテナンスサービス並びに一般保証および24時間ツーリングサポートの総称
 - ③メンテナンスサービス：メーカー指定点検整備、定期交換部品及び消耗部品の交換・補充の総称
 - ④メーカー指定点検整備：当社が指定する点検整備でMB1年点検およびMB2年点検の総称
 - ⑤MB1年点検：整備手帳の点検整備方式の点検整備項目／メーカー指定点検／MB1年欄に記載された全ての点検整備（法定1年点検を含む）
 - ⑥MB2年点検：整備手帳の点検整備方式の点検整備項目／メーカー指定点検／MB2年欄に記載された全ての点検整備（法定2年点検を含む）
 - ⑦メンテナンスインジケーター：車両の使用状況に応じてメーカー指定点検整備までの日数または走行距離を車両のメーターパネル内でお知らせする機能
 - ⑧ディーゼルエンジン車：本冊子56ページからの「利用料金表」に記載の車両
 - ⑨一般保証：契約車両を構成する純正部品に材料または製造上の不具合が発生した場合に、これを当社が指定する指定サービス工場において無料で修理するサービス
 - ⑩24時間ツーリングサポート：契約車両が故障・交通事故により走行不能となったときには、緊急の応急措置、車両のけん引・会員の帰宅・旅行継続の手配その他を提供するサービス
 - ⑪契約車両：第2条（4）項で定義する会員証に記載された車台番号の車両で、会員と当社との本サービス契約により、本サービスの提供の対象となるメルセデス・ベンツ車両
 - ⑫対象車両：当社の定める本サービス契約の申込可能な車両
 - ⑬利用者：会員から契約車両の利用の許諾を受け、正当な権限のもとに当該契約車両を現に利用している者
 - ⑭指定サービス工場：当社が指定するメルセデス・ベンツサービス工場
 - ⑮新車保証：当社がメルセデス・ベンツ車両の新車販売時に、車両に付保する保証
 - ⑯新車保証期間：新車保証が適用される期間（新車登録日から3年間）
 - ⑰新車登録日：対象車両が新車として登録された日（初度登録日）

(2) 本約款の適用と変更

当社は、本約款に従って本サービスを提供します。また、当社は、本約款を変更することができます。この場合、当社は、変更後の約款に従って本サービスを提供します。

当社は、本約款を変更する場合、当社ホームページに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を掲載することにより、会員に周知するものとします。

2. 本サービス契約の申込

(1) 申込手続

本サービス契約の申込者は、あらかじめ本約款の遵守を承諾した上で、当社所定の申込書に必要事項を記入し、当社の指定するメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場を経由して、本条（3）項に定める申込可能期間内に、当社宛に申込書を提出し利用料金を支払うものとします。ただし、当社が別途ウェブサイトその他所定の電子機器による申込手続を用意した場合、申込者は、これらに従い申込手続を行うことができます。また、当社から直接対象車両の販売を受けた場合、当社に直接申し込むこともできるものとします。当社は、契約車両1台につき、その所有者または使用者と会員契約を締結するものとします。申込者は、本条（2）項に定める対象車両の所有者または使用者とします。対象車両の所有者または使用者として登録されていない方は、本サービス契約を申し込むことができません。

(2) 対象車両

対象車両は、当社が輸入し、日本国内で販売され、日本国内で自家用乗用車として使用されている本冊子56ページ「利用料金表」にクラス／モデルの記載のある車両とします。また、申込時期が新車登録後12ヶ月を超えている場合には、上記に加え、指定サービス工場で法令および当社が指定する定期点検整備を受けていることが、車載の整備手帳にて確認できる車両とします。ただし、以下の車両または以下④～⑧の車両履歴を有する車両については、申し込むことができません。万一、誤って申込手続が完了した場合、当該契約は無効とし、当社は、会員に対し、受領済みの利用料金をすみやかに返還するものとします。ただし、会員が本サービスの提供を受けていたときは、本サービスの提供に要した費用を利用料金から控除して返還するものとします。

①本冊子56ページ「利用料金表」にクラス／モデルの記載されていない車両

②申込時点での総走行距離が60,000kmを超過している車両

③申込時点で、新車登録日から36ヶ月目の法令および当社が指定する定期点検整備を実施済みの車両

④レンタカー※

⑤事業用車両（例：ハイヤー、タクシー等）

⑥特種用途車両（例：キャンピングカー、教習車、事務室車、靈柩車等）

⑦法令に違反しているか、または当社が認めていない改造、架装、変更が加えられている車両

⑧競技車両

⑨当社の新車保証が付保されていない車両

⑩中古車の場合で新車保証の保証書に定める保証の継承手続きが行われていない車両

⑪メルセデス・ベンツ正規販売店、指定サービス工場、自動車販売業者または整備業者が所有者または使用者の車両

※（特例）「④レンタカー」の車両履歴がある車両であっても、以下のいずれの条件も充たす場合には、対象車両に含まれます。

・自家用乗用車として使用していること

・申込時の総走行距離が1日当たり55kmを超えていないこと（総走行距離 ÷ 新車登録日から申込日までの日数 ≤ 55km）

(3) 申込可能期間

本サービス契約の申込可能期間は、新車登録日から 36 ヶ月目の法令および当社が指定する定期点検整備実施前までとします。

(4) 会員証

本サービス契約は、「メンテナンス＆保証プラス会員証」（以下、「会員証」といいます）にサービス開始日、終了日、契約車両の登録番号、新車登録日、車台番号等の必要事項が記入され、会員が本サービスをお申込になったメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場が捺印することにより、申込手続が完了し、会員証が有効となります。

3. 本サービスの期間

(1) 本サービス契約の期間

本サービス契約の期間は、以下の契約締結日から契約終了日までとします。

・契約締結日：第 2 条（4）項に定める会員証が有効となった日

・契約終了日：本条（2）項に定めるメンテナンスサービス並びに一般保証および 24 時間ツーリングサポートの各サービス終了日のうちいずれか遅い日。ただし、第 9 条（5）契約期間中の本サービス契約の終了事由が発生した場合は、その日まで。

(2) 本サービスの提供期間

本サービスに含まれるメンテナンスサービス並びに一般保証および 24 時間ツーリングサポートの各サービスの提供期間は、以下に記載する提供開始日から提供終了日までとなります。

①メンテナンスサービス：

・提供開始日：契約締結日が新車登録日から 35 ヶ月以内の場合は新車登録日から 35 ヶ月後の応当日とし、契約締結日が新車登録日から 35 ヶ月後の応当日より後のは契約締結日とし、申込書および会員証の「メンテナンスサービス開始日」欄に記載します。

・提供終了日：新車登録日から 59 ヶ月後の応当日の前日とし、申込書および会員証の「メンテナンスサービス終了日」欄に記載します。

ただし、メンテナンスサービスの提供終了日前に契約車両の総走行距離が 75,000km に達した場合、その日をもってメンテナンスサービスは終了するものとします。

②一般保証および 24 時間ツーリングサポート：

・提供開始日：新車登録日から 36 ヶ月後の応当日（新車保証期間終了日の翌日）とし、申込書および会員証の「一般保証および 24 時間ツーリングサポートサービス開始日」欄に記載します。

・提供終了日：新車登録日から 60 ヶ月後の応当日の前日とし、申込書および会員証の「一般保証および 24 時間ツーリングサポートサービス終了日」欄に記載します。

（3）会員証の記載が上記各規定と異なる場合は、上記各規定に従うものとします。

（4）認定中古車保証と本サービス契約に基づく一般保証の各保証期間が重複する場合には、後者の保証のみが優先して適用されます。なお、重複期間による保証期間の延長はありません。

4. 本サービスの適用

4.1 通則

（1）本約款の規定は、日本国内においてのみ有効であり、日本国内で使用される車両にのみ適用されます。日本以外の国において契約車両が使用される場合は、当社は本サービスの提供はいたしません。

（2）会員または利用者が、本サービス提供のために必要な本人確認および事故・故障の状況等に関する情報や書類の提示を求められたにもかかわらず提供しない場合は、本サービスを受けられないことがあります。

（3）会員および利用者は、以下の事項を遵守するものとします。

①取扱説明書に示す取扱方法に従った正しい使用

②法令に定める日常点検および整備（高速走行前の点検を含む）の実施

③指定サービス工場での法令および当社が指定する定期点検整備の実施

④整備手帳、取扱説明書等に示す定期交換部品、油脂類、冷却水等の指定どおりの交換・補給

⑤上記③の実施が確認できる整備手帳、自動車検査証、会員証の提示

4.2 メンテナンスサービスの適用

会員または利用者が、メンテナンスサービスの提供を受ける場合には、メンテナンスサービスの提供期間内に最寄りの指定サービス工場に契約車両をお持込いただき、整備手帳、自動車検査証および会員証をご提示の上、指定サービス工場のサービスアドバイザーにメンテナンスサービスの実施をお申し付けください。

4.3 一般保証の適用

会員または利用者が、一般保証の提供を受ける場合には、一般保証の提供期間内に最寄りの指定サービス工場に契約車両をお持込いただき、整備手帳、自動車検査証および会員証をご提示の上、指定サービス工場のサービスアドバイザーに保証修理をお申し付けください。

4.4 24 時間ツーリングサポートの適用

会員または利用者が、24 時間ツーリングサポートの提供を受ける場合には、24 時間ツーリングサポートの提供期間内に当社が指定する 24 時間ツーリングサポートのコールセンターに連絡し、契約車両の車台番号、会員の氏名、会員または利用者と連絡が取れる電話番号、現在地、現在の状況等の当社が 24 時間ツーリングサポートを提供するための情報を伝えるものとします。会員または利用者は、契約車両の現在地に到着したサポートスタッフに対して、会員証および自動車検査証を必ず提示するものとします。なお、高速道路において周囲の道路状況により危険がある場合には、まず、非常電話または道路緊急ダイヤルなどを通じて、高速道路管理会社に対して安全の確保をただちに申し入れてください。

5. 本サービスの内容

5.1 メンテナンスサービスの内容

契約車両のメーカー指定点検整備の実施、定期交換部品・消耗部品の交換は本約款末表 1 にもとづき、これを当社の指定サービス工場において無料で実施します。なお、交換のために取り外した部品は、当社の所有物となります。本約款末表 1 に該当しない部品及び記載のない部品の交換は、有償となります。

IX メンテナンス&保証プラス約款

5.2 一般保証の内容

契約車両を構成する純正部品に、材料または製造上の不具合が発生した場合、本約款に定める条件によって、指定サービス工場においてこれを無料で修理いたします。保証修理は、部品の交換または補修により行ないます。また、交換のために取り外した部品は、当社の所有物となります。

5.3 24 時間ツーリングサポートの内容

(1) 応急処置

契約車両が応急処置（バッテリーが死んでいたり、パンク時やタイヤ交換（ただし、スペアタイヤが車載されている場合）、脱輪時の処置、ガス欠時等の給油など 30 分以内で終了する見込まれる処置）により、走行可能と判断された場合は、応急処置の手配を行ない、当社が以下の費用を負担します（上限 100,000 円（税込み）まで）。

①作業者の出張料

②現場での作業代金

③作業車両の有料道路通行料

上記①、②および③の合計額のうち上記上限額を超える費用並びにガス欠時の燃料代は、会員または利用者の負担となります。なお、一般保証の適用となる修理については、一般保証に定めるところの対応となります。

(2) 指定サービス工場への引手

現場での応急処置が不可能な場合または応急処置に長時間必要であると判断された場合は、契約車両を最寄りの指定サービス工場へ引手するための手配を行ない、当社が以下の費用を負担します（上限 100,000 円（税込み）まで）。

①けん引車両の出張料、けん引料、有料道路通行料

②直ちに指定サービス工場に入庫できなかつたために生じた契約車両の保管料

上記上限額を超える費用は、会員の負担となります。なお、入庫先の指定サービス工場の選定は、契約車両からの距離や稼働状況を考慮してオペレーターが行ないます。当社が選定した工場以外の指定サービス工場への入庫を会員または利用者が依頼し、そのための費用が発生した場合には、差額は会員または利用者の負担となります。

(3) ドライバー、同乗者の方々のご帰宅、旅行継続の費用負担

出先や旅行先で契約車両が指定サービス工場に引手され、契約車両の修理完了までに長時間（3 時間以上）が必要と判断された場合において、(7) 故障による場合、本約款末尾表 2 の「帰宅、旅行継続の手配の内容」(A) (B) (C) (D) のいずれかのサポートを、(1) 交通事故の場合、同 (A) (B) (C) のいずれかのサポートを手配し、条件内での費用を負担します。なお、交通費、宿泊費、レンタカーカードについては、原則として、会員または利用者に一時的に費用を負担していただき、後日精算いたします。サポート内容については、オペレーターの判断で行ないます。ただし、下記の①の場合および②の期間については、本条(3) 項のサポートは適用されません。

①契約車両が、会員の自宅や契約車両の車庫として登録されている駐車場、法令で認められる車庫証明に記載された場所で走行不能になった場合

②帰宅後または旅行終了後で、契約車両の修理が完了するまでの期間

(4) 修理完了後の契約車両の引き取りまたは搬送

修理が完了した契約車両を会員または利用者が引き取りに行くための交通費の負担、または、会員の最寄りの指定サービス工場までの契約車両の搬送を、下記①ないし②の条件に従い、当社が行ないます。

①修理を行なった指定サービス工場まで、契約車両を引き取りに行くための交通手段の手配およびその費用負担（1 名分）を、帰宅、旅行継続のサポートと同様の条件でいたします（上限 50,000 円（税込み）まで）。

②修理を行なった指定サービス工場と、会員の最寄りの指定サービス工場との距離が 100km 以上のときには、会員の最寄りの指定サービス工場までの、契約車両の搬送を選択することもできます（上限 100,000 円（税込み）まで）。

修理が完了した契約車両を、会員または利用者の自宅まで納車することは、24 時間ツーリングサポートの内容には含まれません。

6. 本サービスが適用されない場合

6.1 メンテナンスサービス、一般保証および 24 時間ツーリングサポート共通
以下に該当または起因すると判断された場合、本サービスは適用されません。

①契約車両の使用開始後に、指定サービス工場にて法令および当社が指定する時期に、点検整備を受けさせていただいている場合

②法令および当社が認めていない改造または架装が行なわれていた場合（当社指定サイズ以外のタイヤ・ホイールの装備、前席ガラスへの着色フィルムの貼付を含みます）

③指定サービス工場以外の工場における整備および会員または契約車両の利用者の整備および修理に起因する不具合

④取扱説明書に記載された取扱方法、注意事項、その他操作方法を守らなかった場合

⑤当社指定部品（油脂類、油類を含みます）以外が使用されていた場合

⑥一般に自動車の走行しない場所での走行、レース、ラリー等過酷な走行、または仕様の限度を越える酷使

⑦地震、台風、水害等の天災および火災、事故その他の災害による事故・故障

⑧法令で禁止されている、または運転中には不適当とされる薬物類の服用や飲酒運転の場合

⑨無資格運転等の法令に違反した運転の場合

⑩会員または利用者から虚偽の申告があった場合、会員または利用者からの要求の内容・態様が濫用と認められる場合

⑪会員または利用者が、法令に定める禁止事項または遵守義務に違反したために発生した事故・故障

⑫犯罪的行為への加担による事故・故障

⑬会員または利用者の故意・過失による故障（ただし、交通事故による故障の場合、24 時間ツーリングサポートは適用されます）

⑭第 9 条の事由が発生した場合

⑮自動車検査証の有効期間外の場合

⑯本サービス契約の申込前に発生した事故・故障

⑰第 4.1 条（3）項が守られていない場合

⑯通常の注意で発見、処理できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合

⑯第 2 条（2）項に定める対象車両に該当しない車両であった場合

6.2 メンテナンスサービスが適用されない場合

メンテナンスサービスは、以下を含みません。

①指定サービス工場以外でのメンテナンス費用

②第 5.1 条に定められていない項目

③タイヤ、バッテリー、その他修理に要する修理代金および部品代

- ④納車・引取りサービス
- ⑤代車サービス
- ⑥契約車両が使用できることによる損失（休業補償、営業補償、逸失利益等）

6.3 一般保証が適用されない場合

以下に該当または起因すると判断された場合、一般保証は適用されません。あわせて本約款末尾表3をご参照ください。

- ①定期交換部品、消耗品部品、油脂類の未交換によるもの
- ②法令に定められた定期点検整備および当社が指定する点検整備の未実施によるもの
- ③一般メンテナンスとみなされる作業（点検、清掃を含む）
- ④指定サービス工場以外での修理費用
- ⑤損耗・摩滅によるもの、または経年変化による次の現象
 - ・摆動部品および回転部品
 - ・電気製品の寿命
 - ・樹脂部品、塗装面・メッキ面等の自然退色、錆、劣化等
 - ・緩衝部品のへたり
 - ・その他上記に類するもの
- ⑥音、振動、操作のフィーリング、オイルのにじみ等、一般的に車両の機能に影響のないことが認められている現象
- ⑦煤煙、薬品、オイル、鳥糞、雹、酸性雨、降灰、塩害、飛石、鉄粉などの外的要因、またはボディその他の外装部品の手入れの不備による不具合
- ⑧交通事故等の車両修理による不具合等、材料または製造上の不具合に起因しないものと認められる不具合
- ⑨アクセスサリー・販売店オプションの不具合
- ⑩修理を行なう際の車両の持ち込みおよび引き取り
- ⑪契約車両が使用できなかったことに起因する不便さおよび損害など（レンタカー代金、宿泊費、交通費を含む）
- ⑫カーナビゲーションシステムおよびカーオーディオ等の各種データが失われた場合

6.4 24時間ツーリングサポートが適用されない場合

- (1) 第6.1条の定めに加え、以下に該当、起因すると判断された場合、24時間ツーリングサポートは適用されません。
 - ①故障現場から最寄りの指定サービス工場まで自走可能な場合（例えば、カーナビゲーションシステム、カーオーディオ、エアコンディショナーの不具合については、自走可能な場合に該当します）
 - ②鍵の紛失または盗難の場合
 - ③過失による鍵の閉じ込みの場合
 - ④契約車両またはその付属品が盗難にあった場合
 - ⑤一部離島地域における事故・故障（この場合の一部離島地域とは、北海道・本州・四国・九州・沖縄本島を除く指定サービス工場が存在しない離島または指定サービス工場の所在地と陸続きでない地域を意味します）
 - ⑥契約車両着雪時および凍結時
 - ⑦ウインタータイヤ、タイヤチェーンの着脱、破損（これらの場合、ご要望により、応急処置事業者または車両けん引事業者をご紹介します。この場合に発生する費用は、会員ま

たは利用者の負担となります。)

- ⑧他のサポートや路上サービスを手配した場合およびオペレーターの指示に従わなかつた場合
- ⑨警察への事故報告等の法令に基づく適切な措置が行なわれていない場合
- ⑩警察・消防等の指示または法令により24時間ツーリングサポートを提供することができない場合
- ⑪戦争、暴動、内乱、騒じょう、国または地方公共団体の公権力の行使その他不可抗力により24時間ツーリングサポートを提供することができない場合
- ⑫気象状態・周辺状況等で作業に通常以上の危険が伴うものと判断される場合
- ⑬24時間ツーリングサポート提供者の状況判断により作業困難と判断した場合
- ⑭24時間ツーリングサポート提供時に、第三者の所有物、権利または利益に対し制限または損害を発生させるおそれがある場合
- ⑮契約車両についての自動車損害賠償責任保険または自動車損害賠償責任共済に加入していない場合（有効期間経過後の場合は含みます）
- (2) 当社は、24時間ツーリングサポートの提供にあたり、次に示す費用は負担致しません。
 - ①一般保証の適用とならない修理費用および補修部品代（ガス欠時の燃料代を含む）
 - ②契約車両が使用できないことによる損失（休業補償、商業補償等）
 - ③24時間ツーリングサポートを依頼する際の電話代などの連絡費用
 - ④契約車両に搭載されていた荷物の運送費

7.届出事項、変更事項、通知方法

- (1) 申込書に記載されている会員の氏名、電話番号、住所、契約車両の登録番号に変更があった場合、会員は、その変更事項につき、当社の指定する変更届をもって、当社の指定するメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場へ速やかに届け出るものとします。
- (2) 会員は、契約車両を譲渡または廃車する場合は、予め当社所定の届出書により、当社の指定するメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場に本サービス契約の解約を届け出るものとします。
- (3) 会員は、本会員証を汚損・紛失した場合は、当社の指定するメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場へお申し出ください。有料にて再発行の手続きを行ないます。
- (4) 当社から会員に通知を行なう場合は、会員から当社に届け出がなされている氏名、名称、住所宛に行ないます。なお、会員がその氏名、名称または住所に変更があったにもかかわらず、本条(1)項に定める届け出を怠った場合には、当社からの通知は、当社が会員から当社に届け出がなされている宛先へ通知を発し、その通知が通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8.本サービス契約の譲渡・継承

会員の契約上の権利義務は、会員の一身専属的なものとみなし、包括または特定承継を問わず一切これを第三者に譲渡・継承させ、また担保に供することはできないものとします。ただし、第9条(5)項に定める場合を除きます。

IX メンテナンス＆保証プラス約款

9. 本サービス契約の解約・解除・終了

(1) 当社都合による本サービス契約の解約

当社は、3ヶ月間の予告期間をもって会員に通知の上、本サービスの提供を中止し、本サービス契約を解約することができます。この場合、以下の計算式に従い、残存する本サービス提供期間（＊）に応じて、支払い済みの利用料金を会員に無利息で返還します。

「返還額」＝「支払済みの利用料金」×「本サービス契約解約時点で残存する本サービス提供期間（1ヶ月未満は切り捨て）」÷「本サービス提供期間」

（＊）本サービス提供期間：メンテナンスサービスの提供開始日から一般保証及び24時間ツーリングサポートの提供終了日まで（第3条（2）項参照）

（2）当社による本サービス契約の解除
当社は、以下の場合には、何ら通知または催告をすることなく、本サービスの提供を停止し、本サービス契約を解除することができるものとします。ただし、会員が個人の場合（事業としてまたは事業のために本サービス契約の当事者となる場合を除く）には、以下①の事由に基づく解除は、相当の期間を定めた催告のうえ行うものとします。

①会員が所定の利用料金を支払っていない場合
②申込書の記載内容、変更届の記載内容について、虚偽の申告をしたことが判明した場合
③会員が本サービスの利用に関して、違法な行為または当社との信頼関係を著しく損なう背信的行為を行なった場合
④会員が本約款の規定に違反し、その違反について当社が重大な違反であると判断した場合

（3）会員都合による本サービス契約の解約
会員は、以下①または②のいずれかに該当する場合に限り本サービス契約を解約することができるものとします。この場合、支払い済みの利用料金のうち所定の金額を本サービス契約の終了の日から60日以内に無利息で返還します。

①契約車両が廃車または譲渡され、かつ一般保証、メンテナンスサービスのご利用がない場合に、本約款末尾表4に定める条件に応じて所定の金額を返還します。ただし、新車登録日より56ヶ月以内に本条（4）項に定める適式な解約届の提出を完了した場合に限ります。

②新車登録日より36ヶ月以内に総走行距離が60,000km以上に達し、かつメンテナンスサービスのご利用が無い場合には、新車登録日より36ヶ月以内に本条（4）項に定める適式な解約届の提出を完了した場合に限り、支払い済みの利用料金の90%相当額を無利息で返還します。

（4）解約時の必要書類
会員は、本条（3）項の条件を満たし本サービス契約の解約を希望するときには、あらかじめ当社所定の解約届および（i）廃車もしくは譲渡の事実を証明する公的証明書、または（ii）指定サービス工場が発行する総走行距離が60,000km以上に達したことを証明する書類を当社の指定するメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場に提出するものとします。会員からの有効な解約届および前記（i）または（ii）の書類を当社の指定するメルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場のいずれかが受領した日をもって本サービス契約は終了するものとします。

（5）契約期間中の本サービス契約の終了
第3条（1）項に定める契約期間中に、以下の事由が生じた場合は、その事由が発生した時点で本サービス契約は終了するものとします。

①契約車両の修理が不可能であると判断された場合

②会員が契約車両の正当な所有者または使用者でなくなった場合

③契約車両の登録が抹消された場合

④契約車両が第2条（2）項④～⑧に記載される車両の、いずれかに該当することとなった場合

⑤本サービス契約締結時に会員が契約車両の使用者であった場合において、会員が契約車両の使用者でなくなった場合

ただし、⑤については、実質的な使用者に変更のない次の場合に限り、所定の用紙をもつて届け出ることにより継承することができます。

・同居の家族間における使用者の変更

・個人事業主と法人間の変更で、実質的に使用者の変更がないと当社が認める場合

・法人の組織変更・商号変更で、実質的に使用者の変更がないと当社が認める場合

⑥個人会員の死亡または法人会員の解散の場合

（6）本サービス提供後に、本サービス契約の解約・解除・終了が判明した場合

本サービス提供後に、本サービス契約の解約・解除・終了等の事由により本サービスの提供を受ける権利を有していないかったことが判明した場合には、本サービスの提供に要した費用については、提供を受けた方の負担となります。

（7）総走行距離が75,000kmに達した場合

メンテナンスサービスは第3条（2）項に定める通り、契約車両が総走行距離75,000kmに達した時点で終了となります。ただし、一般保証および24時間ツーリングサポートについては、走行距離の制限なく継続してご利用頂けます。

10. 利用料金

（1）会員は、本サービスの利用料金として所定の料金（本冊子56ページ「利用料金表」参照）を申込時に一括して支払うものとします。

（2）本サービスの利用料金の返還については、第9条（1）項、第9条（3）項、第9条（4）項の規定によるものとします。

11. 個人情報の取り扱いについて

（1）利用目的について

当社は、お客様からお申し込みいただいた当社サービスの提供に当たって取得した個人情報を次に定める利用目的の範囲内で利用します。

①お客様からお申し込みいただいた当社サービス提供のため

②ご購入いただいた当社製品のアフターサービスの提供その他お客様のご要望への対応をするため

③当社の自動車販売事業及び自動車ローンやリース等の付随サービスに関するフェア、商品・サービス情報、イベント等についての電話、電子メール、SNS（ソーシャルネットワーク）、訪問、DM及びメルセデス・ベンツに関する情報誌発送等によるご案内を行うため

④当社の自動車販売事業及び付随サービスに関する商品・サービスの企画・開発、消費者動向調査、顧客満足度調査等のマーケティング活動のためのアンケート調査を行なうため

⑤定期点検、車検・保険満期等のアフターサービスに関する印刷物の送付・電話・電子メール・SNS（ソーシャルネットワーク）・訪問等の方法によるご案内そのため

⑥社内統計資料作成のため（年齢構成、性別構成等）

(2) 共同利用について

当社は、当社が管理責任者となり、以下の表のとおり個人データを共同利用することがあります。なお、当社は、利用目的、利用情報の変更、追加等が発生した場合は、容易に知り得る状態に置くものとします。

共同して利用される個人データの項目	共同して利用する者の範囲	利用目的
お客様より提供された事項：住所、メールアドレス、電話番号、氏名、職業、生年月日、性別、勤務先	マルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社	(1)自動車販売事業、メンテナンス、クレジット、リース、レンタカー、保険、その他当社またはマルセデス・ベンツグループ会社(マルセデス・ベンツ AG、その親会社、子会社および関連会社をいい、以下総称して「マルセデス・ベンツグループ会社」といいます)が取り扱う商品、役務等または各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、電話、電子メールの送信、SNS(ソーシャルネットワーク)、訪問等によるご案内 (2)当社またはマルセデス・ベンツグループ会社の自動車販売事業に関連する商品及び役務等の企画・開発、消費者動向調査、顧客満足度調査等のマーケティング活動のためのアンケート調査 (3)当社またはマルセデス・ベンツグループ会社の自動車販売事業に関連する商品及び役務等への申込の補助又は申込の結果の通知

(3) 第三者提供について

- ①当社は、当社の正規販売店及びマルセデス・ベンツグループ会社に個人データを提供させていただくことがあります。
②当社は、ドイツ、オランダ、アメリカ、メキシコ、インド、シンガポール、フィリピン、その他の外国にある関係会社およびサーバー管理会社等の委託先に個人データを提供します。
③当社は、(1)に定める利用目的の達成に必要な範囲内で、当社より業務の委託を受けた第三者(以下、「委託先」といいます)に、個人データの取り扱いを委託します。尚、委託先は、委託された業務以外に当該情報を使用しないものとします。
④当社は、(2)、本項①～③の場合を除き、本サービスの提供に当たって取得した個人データを、事前に同意を得ることなく、第三者に提供しません。ただし、人の生命、身体または財産の保護に必要があるときなど、国内外の法令に基づく場合には、個人情報の第三者提供を行なうことがあります。

(4) 利用停止請求等について

- 当社は、お客様からのご請求がある場合には、(1)に定める①、③～⑥の利用及び(3)①・②に定める提供を将来にわたって停止しますので、利用停止をご希望のお客様は、当社までご連絡ください。

東京都品川区東品川四丁目12番4号 品川シーサイドパークタワー
マルセデス・ベンツ日本株式会社
オーナーホットライン フリーダイヤル 0120-650-365
(営業時間/24時間 365日年中無休)

(5) その他

当社は、この「個人情報の取り扱いについて」を適宜改訂できるものとし、改訂した場合、当社のホームページ上でお知らせします。

12. 免責

当社は、会員または利用者が本サービスの提供に関して被った損害については、当社の故意・重過失による場合を除き、賠償または補償の法的責任を負わないものとします。これには地震、噴火、洪水、津波などの自然災害、戦争、クーデター、暴動、テロ活動、騒乱、労働争議など当社の責に帰することのできない事由により、本サービスの提供ができない場合が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

13. 合意管轄裁判所

本サービスに関して、当社と会員の間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

14. 代位

会員が事故の相手方に対して損害賠償を請求できる場合には、会員は、本サービスの提供に要した費用相当額について、当社が会員に代位して相手方に請求することを承諾します。

15. クーリング・オフ

訪問販売で本サービス契約を申込んだ者(以下、本条では「申込者」といいます)は、有効となった会員証を受領した日を含む8日間(土、日、祝日を含みます)が経過するまでの間、当社、マルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場宛の書面を発することにより、無条件に本サービス契約の解除(以下、「クーリング・オフ」といいます)ができます。クーリング・オフの効力は、申込者がクーリング・オフをする旨の書面を発した時に生じます。クーリング・オフをした場合、申込者が既に本サービスの提供を受けている場合でもその対価の支払義務はありません。また、申込者が既に利用料金を支払っている場合、遅滞なく当社からマルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場を通じて全額返還を受けることができます(クレジット利用の場合は当該クレジット会社の手続きによります)。その他法令の定めによるものとします。なお、当社から直接対象車両の販売を受け、当社に直接申込手続きをした申込者は、当社から直接全額返還を受けることができます。

16. 新車買い替えの特例

会員が(i) 契約車両につき、メンテナンスサービス開始日前までに廃車または譲渡のうえ本サービス契約を解約し、(ii) マルセデス・ベンツ正規販売店との間でマルセデス・ベンツ車両の新車購入について売買契約が成立した場合、(iii) 当該新車についてメンテナンス&保証プラス契約を新たに締結するときは、第9条(3)項①および表4の規定にかかわらず、会員は、支払い済みの利用料金全額を当該新車のための同サービスのための利用料金に振り替えるよう求めができるものとします。ただし、モデルが異なる、もしくは本サービスの利用料金が改定されている場合は、差額を調整いたします。また、解約日から第2条(1)項に定める当該新車についてのサービス契約の申込までの期間は、2ヶ月を超えないものとし、当該申込手続は、解約手続をしたマルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場を経由してなされるものとします。

IX メンテナンス&保証プラス約款

17. 暴力団等反社会的勢力についての扱い

(1) 本サービス契約の申込者は、その申込時、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはこれらの密接交際者および過去に民事・行政問題等に関し違法な行為・不当な要求行為を行った履歴のある者など（以下「暴力団等反社会的勢力」といいます）に該当しないことを表明し、且つ、会員は、本サービス契約の期間中、これに該当しないことを確約するものとします。

(2) 本サービス契約の申込者および会員が暴力団等反社会的勢力に該当する場合、当社は、メルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場の認識の有無を問わず、本サービス契約の申込みを拒絶し、または本サービス契約を無効で解除することができるものとします。この場合当社は、第9条（3）項を準用し、解除日以所定の解約届の提出が完了したものとみなした上で、これにより算出した金額の50%相当額を返還するものとします。

(3) 利用者が暴力団等反社会的勢力に該当する場合、当社は、メルセデス・ベンツ正規販売店または指定サービス工場の認識の有無を問わず、以下の措置を取ることができるものとし、会員は、これに異議を述べないものとします。

- ①当該利用者に対し、本サービスの提供を拒絶すること
- ②当社が会員に対し、本条（2）項と同様の措置を取ること

18. クーポンを使用した場合の適用除外

(1) 利用料金の支払に代え当社発行のクーポンを使用した会員には、第9条（1）・（3）項に定める返還および第16条の新車買い替えの特例の規定は、適用されないものとします。第9条（5）項⑤ただし書きの繼承人も同様とします。

(2) 利用料金につき、金員および当社発行のクーポンによる支払を併用した会員については、クーポンの支払部分のみ前項によるものとします。

リース契約を締結する対象車両について、使用者（賃借人）が、本サービス契約に基づく本サービスを希望し、リース会社の承認の下、第10条の利用料金相当額をリース料に含めて支払う場合、当該リース会社（所有者）が本サービス契約の申込者になるものとします。この場合、第2条（3）項の規定にかかわらず、本サービス契約の申込可能期間は、当該リース契約の締結前までとします。

また、会員であるリース会社は、当該使用者（賃借人）に対し、本約款の内容を遵守させるとともに、会員証の写しを交付するものとします。

附則

2020年2月29日制定

2020年5月25日改定

以上

メルセデス・ベンツ日本株式会社
東京都品川区東品川四丁目12番4号品川シーサイドパークタワー

IX メンテナンス&保証プラス約款

表1
第51条 メンテナンスサービスの内容

(1) メーカー指定点検整備	① MB2 年点検	新車登録日から 36 ヶ月目に 1 回、ただし第 2 条(2)④(特例)に該当する車両の場合は、新車登録日から 48 ヶ月目に無料で実施します。
	② MB1 年点検 (* 1)	ガソリンエンジン車については、メンテナンスインジケーターの表示に関わらず、新車登録日 37 ヶ月目から 59 ヶ月目の間に 1 回。ディーゼルエンジン車については、本サービスにもとづく 1 回目のメーカー指定点検整備実施後、2 回目のメンテナンスインジケーターが新車登録日から 56 ヶ月目までに所定の表示をした場合に限り、MB1 年点検を更に 1 回実施します。(点検整備項目の詳細については、整備手帳の点検整備方式の点検整備項目 / メーカー指定点検整備 / MB1 年欄をご参照ください)
(2) 定期交換部品	エンジンオイル	無料で行う MB 1 年点検実施時に無料で交換します。
	エンジンオイルフィルター	MB2 年点検実施時は (* 2) に該当する場合に無料で交換します。
	ワイバーブレード	
	ダストフィルター	
	ブレーキ液	
	コンビネーションフィルター	
	トランスミッションオイル	当社が指定した定期交換時期または走行距離に到達したときに交換します。(交換時期等の詳細については、整備手帳の定期交換部品項目をご参照ください) (* 3)
	トランスミッションオイルフィルター	
	エアクリーナーエレメント	
	燃料フィルター	
	スパークプラグ	
	リヤアクスルオイル	

(3) 消耗部品	ファンベルト (V ベルト)	当社が指定した点検により、交換が必要と判断された時に交換します。(点検項目および点検基準の詳細については、整備手帳の点検整備項目をご参照ください)
	AdBlue®	
	ブレーキパッド	
	ブレーキディスク	
	ランプバルブ	下記記載のランプが不当になった時に交換します。(LED、キセノンバルブは該当しません) ヘッドライト、ウインカーランプ、テールランプ、フォグランプ、ハイマウントストップランプ

(* 1) 通常新車登録日から 48 ヶ月目に実施する MB1 年点検 (無料) を前倒しで行った場合、次回 60 ヶ月目の法定 2 年点検 (有料) の前に、法定 1 年点検 (有料) が必要になります。

(* 2) 新車保証期間中に受けた最終の MB1 年点検から以下 (a) または (b) に該当する場合、メンテナンスサービスでエンジンオイル、エンジンオイルフィルター、ワイバーブレードの部品代をカバーします。

- (a) 3 ヶ月以上経過 (新車登録日から 33 ヶ月以内に MB1 年点検を実施している場合)
- (b) 5,000km 以上走行している場合

(* 3) 年度で交換を指定した部品は、2 年毎 (またはメンテナンス B 毎) または 4 年目と表記がある部品をメンテナンスサービスの提供期間中に 1 回無料で交換します。走行距離で交換を指定した部品は、指定された走行距離が 75,000km 以下の部品が対象となります。

表2

第53（3）「ドライバー、同乗者のご帰宅、旅行継続の手配」の内容について

(A)	帰宅費用サポート	契約車両の事故・故障の場合に、現場から自宅へ帰宅するためのタクシー・列車・バス等の公共交通機関の手配をします。また、その際の費用（実費）について、税、サービス料等を含めて、一人あたり 50,000 円（ただし、総額 100,000 円まで）を上限として支払います。
(B)	旅行継続サポート	契約車両の事故・故障の場合に当初の目的地までのタクシー・列車・飛行機等の公共交通機関の手配をします。また、その際の費用（実費）について、税、サービス料等を含めて、一人あたり 50,000 円（ただし、総額 100,000 円まで）を上限として支払います。
(C)	宿泊サポート	契約車両の事故・故障の修理のために、現地で修理を待つ間の宿泊を以下の条件に従い手配します。また、その費用（実費）について、税、サービス料等を含めて、一人あたり 40,000 円（ただし、総額 80,000 円まで）を上限として支払います。 (a) 走行不能発生日から 2 泊までを上限とします。 (b) 現地で契約車両の修理を待ち、修理完了後、会員または利用者が契約車両を引き取りに行くことを原則とします。 (c) 食事、クリーニングなどの個人的な費用は会員、利用者および同乗者の負担となります。 (d) 会員、利用者および同乗者の事前に決められた旅程での宿泊については、本サポートでの費用負担はできません。
(D)	旅行継続のためのレンタカーサポート	契約車両の故障を修理する必要が生じたために、現場で旅行継続のための車両が必要な場合、レンタカーを以下の条件に従い手配します。レンタカーの車種、装備については、当社が指定するものとなります。手配の都合上、会員または利用者のご希望に沿えない場合があります。また、そのレンタカーの車両使用基本料金（実費）について、税、サービス料等を含めて、一日あたり 30,000 円（ただし、総額 90,000 円まで）を上限として支払います。 (a) 走行不能発生時から 72 時間を上限とします。 (b) 現地での修理完了後、会員または利用者が契約車両を引き取りに行き、レンタカーを返却することを原則とします。 (c) ドライバーがレンタカー会社の貸出基準を満たす場合に限ります。 (d) 燃料代、保険料、乗り捨て料金は会員または利用者の負担となります。

表3

第63条 一般保証が適用されない部品（代表的なもの）

分類	部品名称	備考
定期交換部品 消耗部品	ワイパー・ブレード	
	ブレーキパッド／ディスク	
	タイヤ	
	スパークプラグ	
	各種バッテリー／電池	
	各種ベルト	
	各種フィルター	
	各種電球／ヒューズ	ただし、キセノンランプ、LED は保証対象
	各種オイル	
	各種フルード	
油脂類	エアコン用フロンガス	
	ロングライフケーラント	
	シート、アームレスト、ダッシュボード、トリム、カーペット	ただし、機能上の不具合は、保証対象
	ボディ外板、塗装、バンパー、モール	
内装部品	エンジンマウント	
	ショックアブソーバー	へたり以外の機能上の不具合は保証対象
	各種ブッシュその他ゴム	
	マフラー	触媒部分は保証対象
劣化が想定される部品	ドア、トランクのシール	水漏れする場合は保証対象
	アクセサリー・販売店オプション	

詳しくは本冊子「一般保証が適用される部品／されない部品」(25 ページ) を参照ください。

表4

本約款第 9 条（3）項に定める解約による支払い済み利用料金の返還額は、以下の定めに従い算出するものとします。
本約款第 9 条（4）項に定める適式な解約届の提出が完了した日が下記のいずれかに該当する場合に下記所定の金額を適用します。

新車登録日から 36 ヶ月が経過するまで	利用料の 90% 相当額
37 ヶ月から 47 ヶ月が経過するまで	利用料の 80% 相当額
48 ヶ月から 56 ヶ月が経過するまで	利用料の 60% 相当額
57 ヶ月以降	返還なし